

奄美群島観光プロモーション動画制作事業業務委託に係る公募型プロポーザル質問回答書

令和3年2月8日

	No	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
2/8 受付	1	要項	3、(1)、⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・JV の場合の共同提案者の書類の提出は必要でしょうか。 ・必要な場合どの書類を追加したらよろしいでしょうか。 ・それとも一社でよろしいのでしょうか。 	<p>共同企業体協定書（任意様式）の他、要項の4、(2) 法人の場合にあります、共同提案者の定款の写し、直近2年間の財務資料、履歴全部事項証明書、法人税、消費税・地方消費税の納税証明書を提出して頂きます。個人の場合は身分証明書、市町村税の納税証明書を提出して頂きます。</p>
2/8 受付	2	要項	4、(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書には動画見本（DVD で動画データなど）の提出は可能でしょうか。 	<p>可能です。ただし、インターネット上で閲覧可能なものに限りです。</p>
2/8 受付	3	仕様書	3、(1)、イ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内また、東アジア、欧米、欧州の YouTube 等とありますが、動画サイトへのアップ作業なども受注者が行うという事でしょうか。 ・それとも映像制作のみで完成品の納入だけでよろしいのでしょうか。 	<p>本事業の業務内容は、完成品の納入までです。動画サイトへのアップ作業等は業務内容には含まれておりません。</p>

2/8 受付	4	仕様書	6	<ul style="list-style-type: none"> ・使用映像について全て広域事務組 合に譲渡ありますが全て新規撮影映 像での構成になりますでしょうか。 ・また使用を認めた場合の資料映像 の著作権はどちらに帰属しますか。 ・譲渡された資料映像は今回の事業 以外にも転用されるという事でしょ うか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規撮影を基本としますが、既存 の映像を使用する場合には、全ての 使用に関して著作権をクリアされた ものを使用し、著作権の許可が発生 した場合には受託者にて手続きを行 って頂きます。 ・動画制作後、各市町村に動画を配 布し催事等で活用して頂く予定で す。その際、編集し使用する場合も あります。
-----------	---	-----	---	--	---